

農地中間管理権を取得した農用地等の管理に関する要領

(目的)

第1条 一般財団法人広島県森林整備・農業振興財団（以下「財団」という。）は、農地中間管理事業により農地中間管理権を取得した農用地等について、農用地利用配分計画によって転貸されるまでの期間又は農用地利用配分計画により定めた貸借期間の終了を待たず、借受者から返還された農用地等が次の借受者に転貸されるまでの期間において、当該農用地等の保全を目的とした管理を実施することとする。

(管理の方法)

第2条 財団は、農用地等の管理を委託（以下「管理委託」という。）により実施することとし、管理委託契約（以下「契約」という。）を受託者と締結するものとする。

なお、契約締結に当たっては、県知事の承認をあらかじめ得るものとする。

(契約の内容)

第3条 財団は、管理委託する内容を別紙1「標準管理基準」により、受託者と協議した上で契約を締結するものとする。

(委託金額)

第4条 財団は、委託金額の決定に当たっては、その業務内容に係る近傍または県内の公的機関等が定める金額及び、別紙「標準管理基準」を参考に、受託者と協議の上決定するものとする。

なお、管理委託の内容が、農産物を生産するために必要な作業を行い、その生産した農作物を当該受託者の名義をもって販売を行う場合、その販売額をもって農作業及び販売の受託の対価として充当することとする。（以下「特定農作業管理委託」という。）

(契約の期間)

第5条 契約期間は1年以内とする。

ただし、契約期間中に借受希望があり、財団が借受希望者に貸付を行う場合、当該契約期間を変更する。

2 契約期間変更に伴い、委託内容、委託金額等に変更が生じる場合は、財団と受託者が協議の上変更契約を締結するものとする。

(契約の解除)

第6条 財団は、受託者が契約に定められた管理を適切に履行していないと認められる場合、受託者と協議の上契約を解除することが出来るものとする。

なお、その場合の委託料の支払いについては、管理が履行されたと認められる費用相当分とする。

(共同出役)

第7条 財団は、管理委託をする農用地等において、地域等の取決めによる農地、水利施設等を保全管理するための共同出役義務がある場合、当該共同出役に係る労務提供を併せて委託することができる。

なお、管理委託と併せて委託できない場合、共同出役義務を課す地域等と協議の上で当該共同出役に代わる対応を決定する。

ただし、共同出役義務を金銭により清算する場合、地域における同等の労務提供における単価を上限とし、地域等の定めがある場合はその単価とする。

2 管理委託の内容が特定農作業管理委託の場合は、当該共同出役義務を受託者が負うものとする。

(土地改良区の賦課金)

第8条 財団は、管理委託を行う農用地等が土地改良区の賦課金対象となっている場合、その賦課金を支払うものとする。

2 管理委託の内容が特定農作業管理委託の場合は、受託者から当該賦課金を徴収するものとする。

(定めのない事項)

第9条 この要領に定めのない事項で必要がある場合は、財団が別途定めるものとする

附則 この要領は、平成26年12月3日から施行する。

「別紙1」

標準管理基準

内 容	管理委託する作業	管理回数
水田の管理	耕起	3回以内
	畦畔草刈	3回以内
畑の管理	耕起	3回以内
	畦畔草刈	3回以内
樹園地の管理	防除	2回以内
	下草刈	3回以内
	剪定	1回
	施肥	1回
	誘引	1回
	水やり	適宜
特定農作業管理委託	収穫物の販売を含む、全ての農作業	収穫、販売に必要な作業を適宜実施

(注) 地域の実情により、農用地等の保安全管理上、合理的な理由が認められる場合は、管理委託する作業内容の追加、管理回数を超えた作業を実施することができるものとする。